

令和 2 年 度

国の予算編成に対する重点要請書

令和元年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成31年4月に人口が152万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、昨年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、令和2年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

令和元年6月

川崎市長

福田 紀彦

重 点 要 請 事 項

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・	5

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	7
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・	9
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	11
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・	13
児童相談所等の体制強化について【新規要請項目】・・・	15
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	17

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区の取組推進とイノベーション創出について・・・	19
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・	21
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	23

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

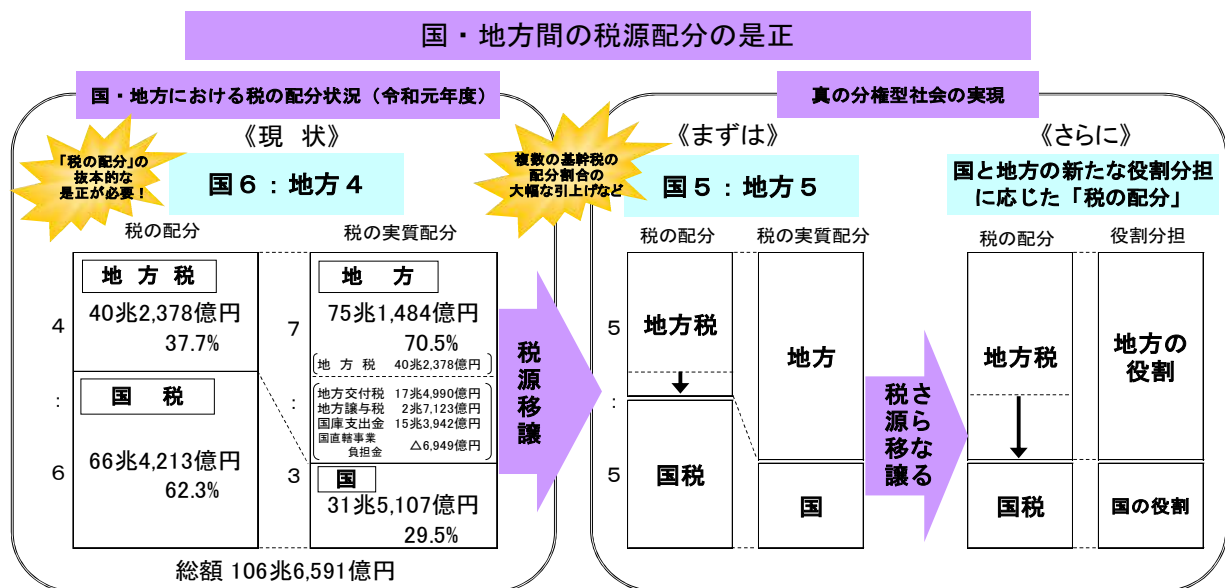
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

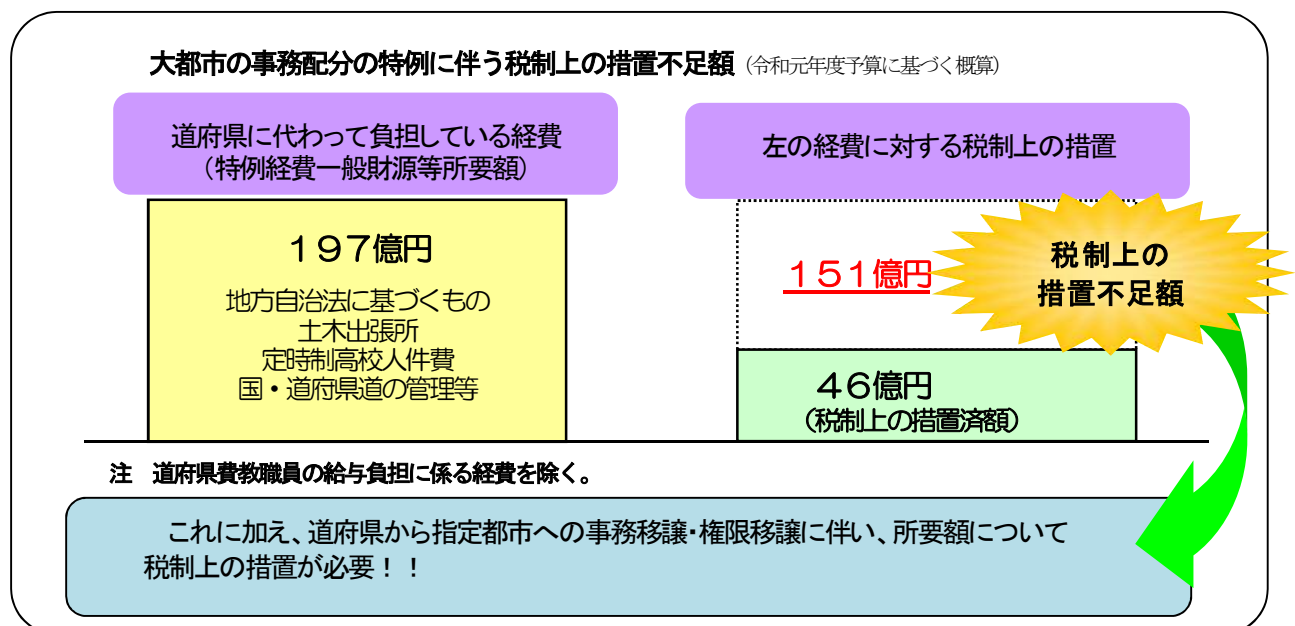
- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。

それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。

- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、平成31年4月には人口が152万人を超えるなど、日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、政令市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成28年度は0.999、平成29年度は1.001、平成30年度は1.009で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。
- 財政力格差の是正は地方交付税で行われており、財政力指数に基づいて、更に国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を行わないようお願いします。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移（H22～R 1 年度）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政力指数	1.076	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.009	1.018
減債基金借入金（億円）	－	－	67	27	32	－	53	130	196	115

※H30 年度は決算見込額、R1 年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額 （億円）	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の 10分の2と当該団体の譲与額の3分の 2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.7	総務省
保育対策総合支援事業費 補助金 （保育所等改修費等支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.9	厚生労働省
保育対策総合支援事業費 補助金 （保育士宿舎借り上げ支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8	▲ 0.7	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.8	厚生労働省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 1.4	文部科学省
社会資本整備総合交付金 及び防災・安全社会資本 整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 1.5	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

※幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化実施により見直されました。

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々大幅に増加しているが、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされず、交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。また、特例控除額の上限等の見直しを行うこと。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として平成20年度に導入され、平成27年度税制改正により、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化のため「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、本市の減収額が急増しています。
- 平成31年度税制改正において指定制度が創設され、返礼品についてはその調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされました。しかし、特例控除額が現行の所得割額の20%という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残ります。新たに定額の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しが必要です。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合は、所得税控除相当額については個人住民税からではなく、全額所得税から控除する等の見直しが必要です。
- 普通交付税の不交付団体は減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、当該減収分についての財政措置が必要です。

■ 本市における減収額



■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

○ 令和元年度当初予算ベース

市民税：3.4億円 (県民税：0.8億円)

◆ 確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用 下限額	所得税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額	住民税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところです。しかしながら、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人でいることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっています。

■ 費用

- 令和2年度地域生活支援事業費 約17億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
○ 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

（表1）地域生活支援事業の実績【平成29年度実績額】（単位：百万円）

事業費	要綱に基づく 交付額（A）	交付額（B）	川崎市超過負担分 （A）－（B）
1,490	745	456	289

（表2）障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移（単位：人）

	設置数	H26	H27	H28	H29
障害者就業・生活支援センター （国庫補助対象）	1か所	410	450	524	662
障害者就労援助センター （本市単独設置）	2か所	649	699	781	895
合 計	3か所	1,059	1,149	1,305	1,557

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政措置を講ずること。

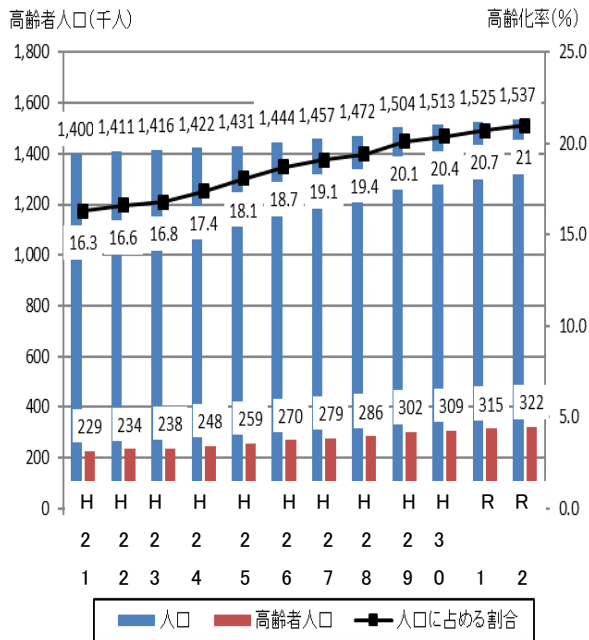
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

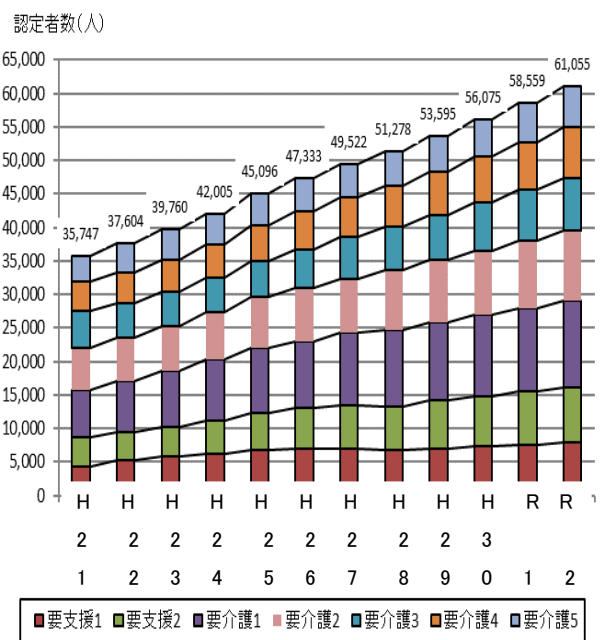
■ 効果等

- 平成30年度介護報酬改定において、特定の介護サービスでは、要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブを付与され、取組が評価されたところではありますが、この取組の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



要介護認定者数の推移

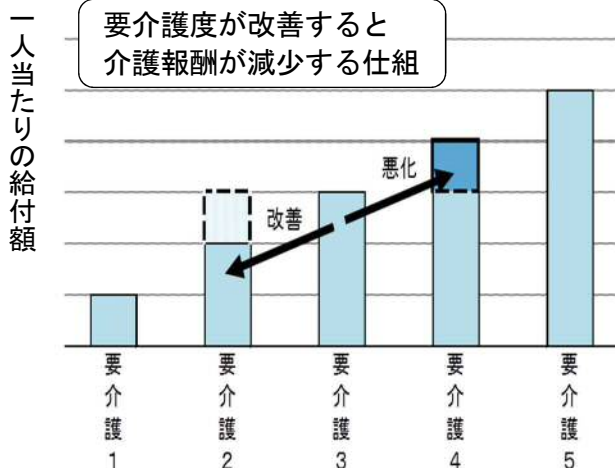


介護保険料・給付費の推移

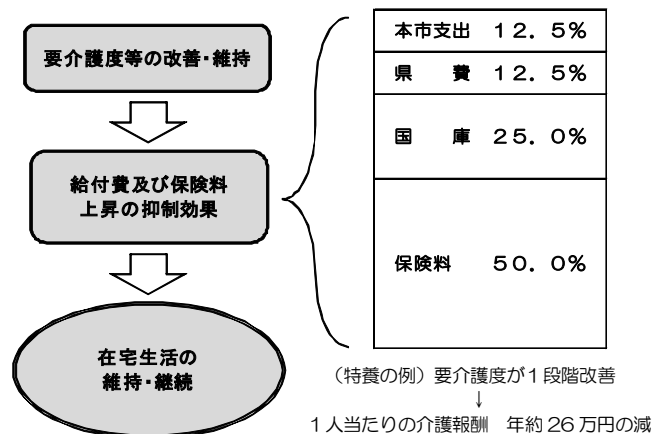
介護保険料・給付費 共に増加傾向



要介護度改善と介護報酬



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。また、ホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

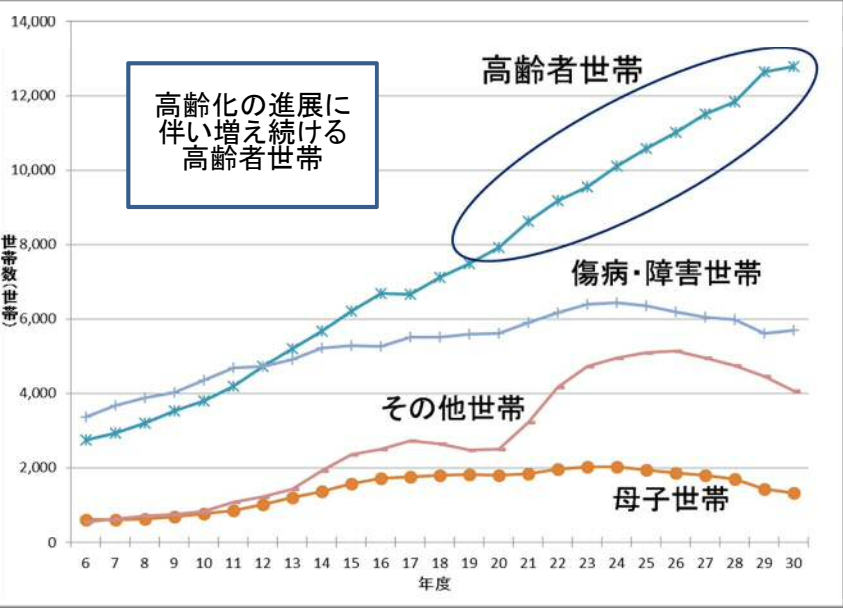
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を開設するなど、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。自立相談支援事業は、国庫負担（補助）基準額に加算措置を受け、事業を実施していますが、令和2年度の加算措置は未定となっています。
また、学習支援事業は、「貧困の連鎖の防止」に向けて喫緊に取り組むべき重要な課題ですが、他の事業に比べて補助率が低くなっていることから、更なる事業の充実を図るためには補助率の引き上げが必要です。
併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫負担（補助）事業について、令和元年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、令和2年度において、補助基準額等が減額されると、適正な事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移 [単位:億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
R1予算	591	437	154

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度
(モデル事業(10/10))
- ⇒ 平成27年度～令和元年度・・・制度化による補助率の削減(3/4、2/3、1/2)
令和2年度・・・経過措置の終了による補助基準額1.2倍加算廃止の可能性

(単位 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率	生活困窮者自立支援法								
		平成30年度申請額			令和元年度申請予定額			令和2年度見込額 (令和元年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)								補助基準額が減額された場合、市負担額が増大		
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	287,665 (322,800)	215,747	71,918	287,862 (322,800)	215,895	71,967	287,862 (269,000)	201,750	86,112
③ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(自立相談支援事業)		1.2倍に加算			1.2倍に加算			287,862 (322,800)	215,895	71,967
④ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(一時生活支援事業)	2/3	213,537 (363,600)	142,357	71,180	212,633 (363,600)	141,754	70,879	212,633 (363,600)	141,754	70,879
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	22,621	16,966	5,655	17,981	13,486	4,495	17,981	13,486	4,495
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	8,333	5,555	2,778	8,326	5,550	2,776	8,326	5,550	2,776
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	0	0	0	12,104	8,069	4,035	12,104	8,069	4,035
⑧ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	59,000 (69,600)	29,500	29,500	110,716 ※(77,700)	38,850	71,866	110,716 ※(77,700)	38,850	71,866
合計		591,156	410,125	181,031	649,622	423,604	226,018	649,622	409,459	240,163
								423,604	226,018	

※学習支援事業補助基準額は、小学生支援加算、高校世代加算を含む。

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。また、移行が困難な認可外保育施設についても、必要な財政措置を講ずること。
- 2 幼児教育・保育の無償化については、本市を含めた地方交付税の不交付団体では、実施に伴う負担増分を捻出する必要がある等の課題があるが、財政規模や状況に左右されることなく、全ての市町村の待機児童対策や保育の質の確保に支障が生じないよう、国と地方との協議を継続的かつ十分に行い、必要な財政措置を講ずること。
- 3 認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化を行うこと。
- 4 企業主導型保育事業による新規開設施設については、迅速な助成決定及び自治体への情報提供を行い、待機児童対策に活用できるよう適切な措置を講ずること。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

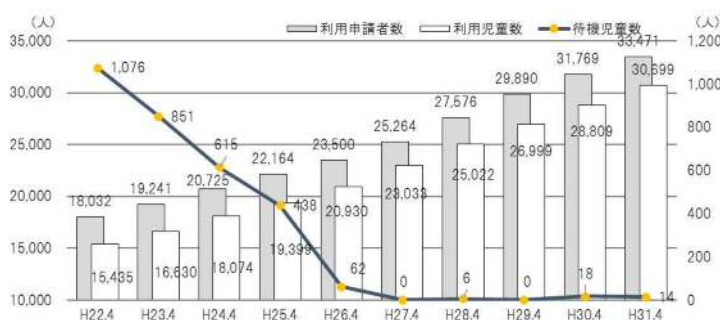
■ 要請の背景

- 本市は、認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,953人分の保育受入枠を拡大し、平成31年4月現在で30,435人分の受入枠を確保しました。
これまでも、定員を超過した受入れ、サテライト型小規模保育事業、新設保育所における緊急的な一時預かり事業、幼稚園預かり事業の拡大、認可外保育施設の活用など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じておりますが、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加により、保育所等利用申請者数、利用児童数ともに毎年過去最大を記録し続けており、今後も引き続き、増加傾向が予想されることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化については、全国市長会をはじめ、様々な団体が要望をした結果、国と自治体の負担割合や当初2年間の事務費等については一定の成果がありました。しかしながら、本市を含めた地方交付税の不交付団体については、今後、無償化の実施に伴う負担増分を捻出する必要がある等の課題が残っているため、PDCAサイクルを活用した国と地方のハイレベルによる協議の場における議論を注視する必要があります。また、保育の質の確保についても、認可外保育施設に対する指導監督の充実やベビーシッターの指導監督基準の創設など、検討すべき課題が多いことから、国と地方が十分な協議を行う場を設け、無償化後の実務を無理なく運用できるようにする必要があります。

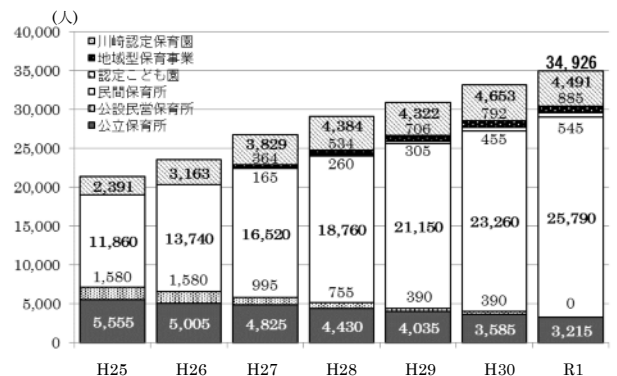
- 認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約や工事を行うにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と、財源や交付金申請手続が分かれており、それぞれに要綱を持ち、運用方法に相違がある等、二重事務となり負担が大きくなっています。
- 企業主導型保育事業による新規開設施設については、助成決定が年度末頃となり、4月から保育所等の利用を希望する方に対し、認可外保育施設としての情報提供ができないなど、待機児童対策において十分に活用できない状況となっています。
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。

保育所利用申請者・利用児童数・待機児童数の推移

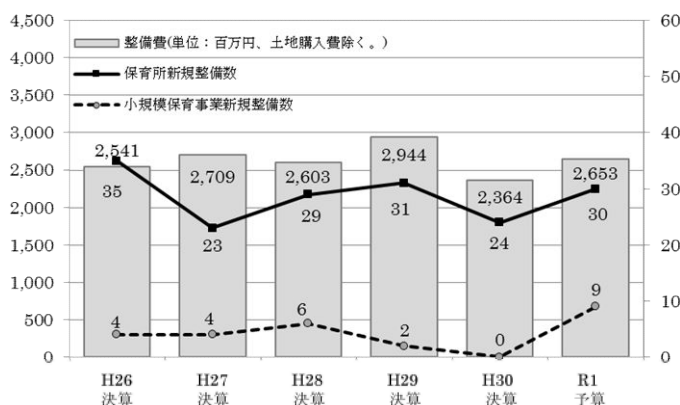


市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)

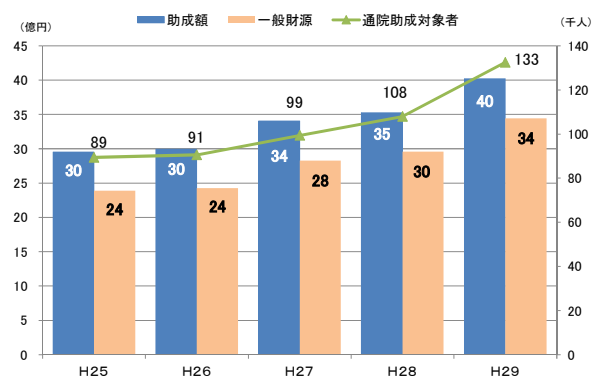


保育需要は年々高まっていることから、令和2年度以降も継続的な待機児童対策が必要

保育所等の新規整備数・整備費の推移



本市小児医療費助成費と対象者の推移



この要請文の担当課／1～4 こども未来局子育て推進部保育課 TEL044 - 200 - 2686
5 こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL044 - 200 - 2671

児童相談所等の体制強化について

【厚生労働省】

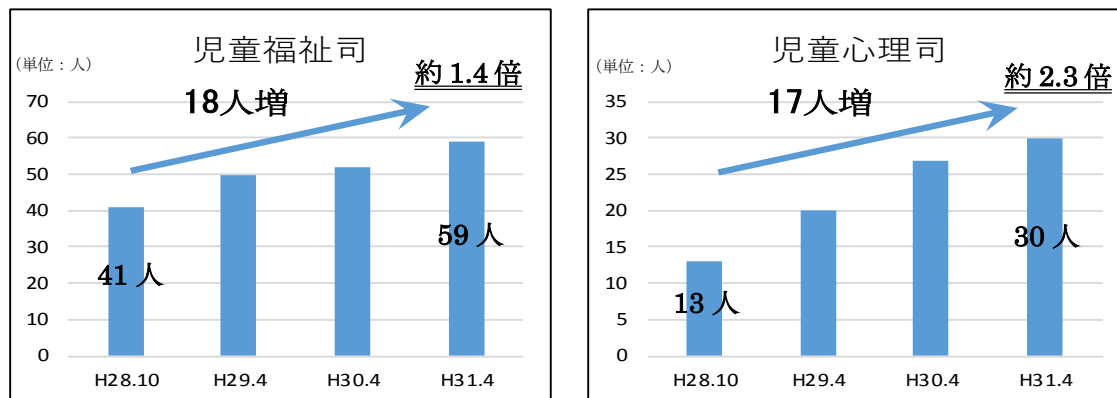
■ 要請事項

- 1 児童相談所及び区役所の専門職員の配置に対する人材の確保策及び育成対策、並びに財政措置を講ずること。
- 2 児童相談所の体制強化による児童相談所等の施設整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国においては平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定し、同年 12 月 18 日には切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、更に取組を進めるため児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定しました。本市は新プランへの対応について検討しているところですが、大都市部における人材確保は非常に困難な状況であり、国の責任において人材の確保策及び育成に関わる対策を講ずるとともに、本市が実施する場合には、必要な財政措置を講ずることが必要です。
- 新プランに基づき児童相談所の職員体制の強化が図られますが、大都市部においては児童虐待対応件数も多く、児童福祉司及び児童心理司は大幅な増員となる見込みです。また、本市では、児童虐待対応件数の増加に伴い、一時保護所定員も不足している状況にあるため、子どもの権利擁護のために早急に改善する必要がある、施設の耐用年数等を勘案しながら、増員された職員の執務スペース確保の課題も併せて、児童相談所の建替え等の対応が急務となっています。しかしながら、現在の次世代育成支援対策施設整備交付金においては、一時保護所のみが補助対象となっているものの、補助基準額は不十分であり、また、児童相談所の建替え等については、補助対象外になっていることから、一般財源によることとなるため、施設整備に係る財政支援についても必要な措置を講ずることが必要です。

【本市における児童福祉司、児童心理司数の増員の状況】



【新プランに示された体制強化を本市に適用した場合の増員見込】

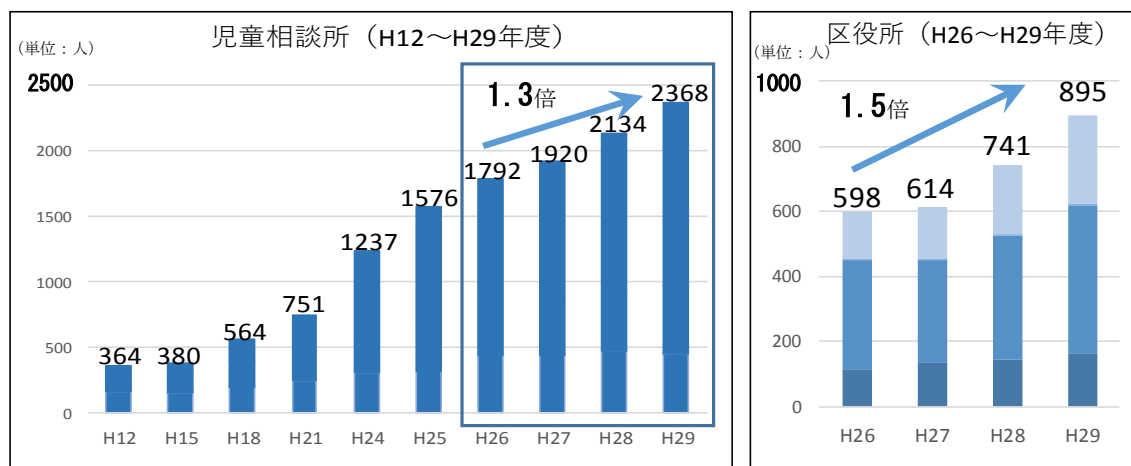
児童虐待防止対策体制総合強化プランで示された体制強化を本市に適用した場合

児童福祉司 ⇒ 16名程度の増員（現在 59人 → 約 75人）

児童心理司 ⇒ 8名程度の増員（現在 30人 → 約 38人）

【本市における児童虐待相談・通告件数の推移】

児童相談所全体の児童福祉司一人当たりでは 平成 30 年度 51 件



【本市の児童相談所施設概要】

名称	一時保護所	築年数
こども家庭センター（中央児童相談所）	○	8年
中部児童相談所	○	36年
北部児童相談所		8年

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044 - 200 - 0084

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 子育て世代の転入等による児童生徒数増加への対応のため、校舎等新增築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。

質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。また、空調設備に関しては、普通教室への設置率は100%であるものの、多くが平成20・21年度に整備したものであるため、今後一斉に更新する必要性が生じるほか、特別教室については、約1,200教室が未設置となっており、継続的に対応する必要があります。

これらの事業費の一部は、「ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金」や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により確保されましたが、これらは時限措置であることから、厳しい財政状況が続く中、計画している事業を円滑に実施するため、事業量に見合った当初予算による財政措置を求めます。さらに、補助単価についても、依然として実勢価格との乖離が大きいことから、早急に実情に合わせ引き上げられることを求めます。

- また、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、引き続き児童生徒数は増加傾向にあります。こうした状況に的確に対応するため、計画的な校舎等増築や新設校整備の取組が必要であり、これらの事業についても円滑に事業が実施されるような財政措置を求めます。

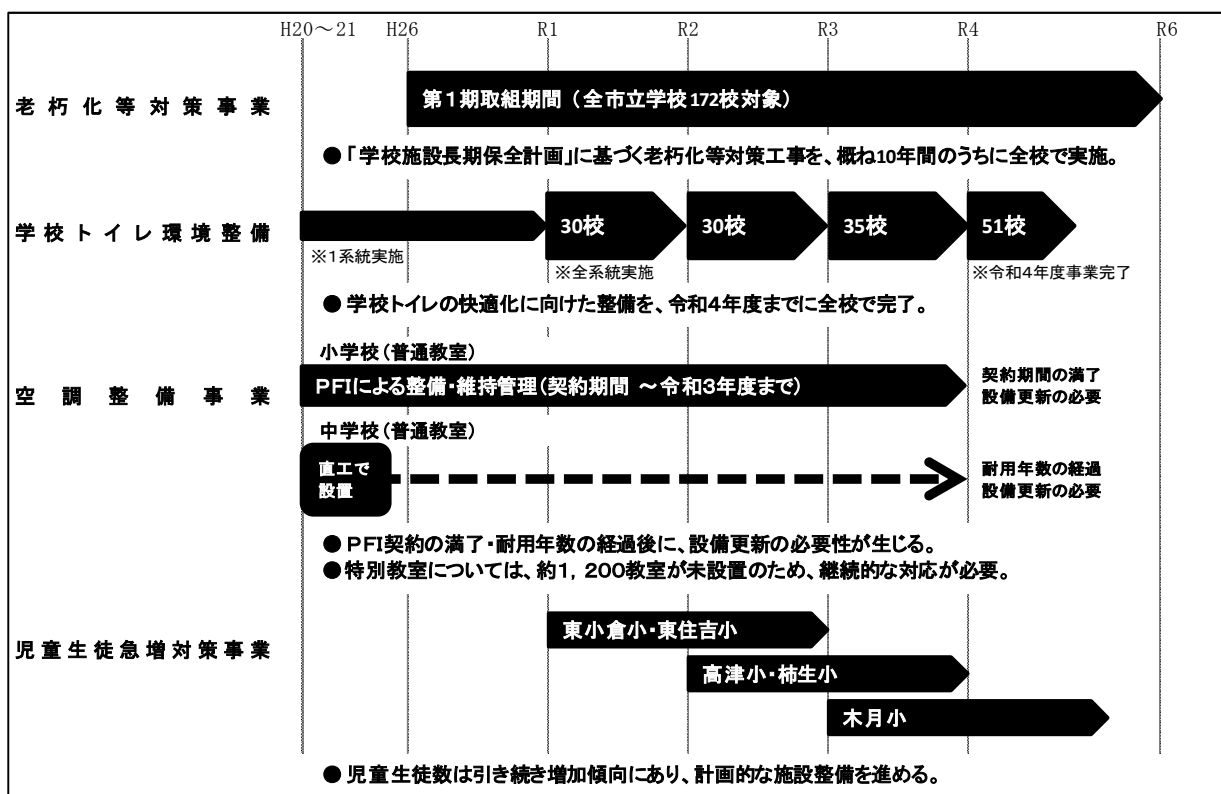


増築校舎（下小田中小学校）



快適化された学校トイレ

■ 今後の整備計画等



■ 令和2年度の主な取組

老朽化等対策事業（事業費 約92.0億円）

事業内容	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
再生整備事業（校舎）	13校	平成29～令和4年度	約18.6億円 （令和2年度 約5.2億円）
再生整備事業（体育館）	3校	令和2年度	約0.8億円
外壁等剥落・落下防止工事	5校	令和2年度	約1.6億円

質的整備事業（事業費 約35.4億円）

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	30校	令和2年度	約6.7億円
エレベータ設置	5校	令和2年度	約0.3億円

児童生徒急増対策事業（事業費 約28.7億円）

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
校舎増築 （東小倉小・東住吉小）	令和元～2年度	約1.2億円 （令和2年度 約0.8億円）
校舎増築 （高津小・柿生小）	令和2～3年度	約2.8億円 （令和2年度 約0.9億円）

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、国の先端研究開発支援政策を踏まえ、産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス推進プログラムの成果を活用して、国際戦略拠点の形成及びグローバル展開を更に加速するため、クラスター運営に関わる推進体制の強化や、事業化支援、人材育成等の取組に対し財政支援策を講じること。
- 5 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果が十分評価されるような制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、規制緩和の活用又は指定金融機関からの借入に加え、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、我が国の経済成長へ寄与すべく、拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に向けて総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- キングスカイフロントを、イノベーションが次々と創出され続ける国際戦略拠点とするため、リサーチコンプレックス推進プログラムで得られた成果を活かし、域内でのイノベーションエコシステムの構築や、クラスター運営に関わる推進体制の強化、事業化支援、人材育成等に取組むことが大切です。こうした取組は日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的な産業競争力の強化に資するものであることから、国全体の政策課題としてキングスカイフロントの持続的な発展に結びつく施策に対して財政支援策を講じることが必要です。

“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 平成31年3月に改訂された水素・燃料電池戦略ロードマップのアクションプランの着実な推進に向けて、水素利用拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政措置を講ずること。また、省庁間・省庁内における支援制度の連携を強化し柔軟な運用を行うこと。
- 2 水素の製造・貯蔵・消費等において確保すべき設備や離隔距離の条件等について、国際的な事例等を踏まえて規制緩和を行うこと。また、建築基準法における水素の貯蔵量上限規定についても明確にすること。
- 3 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう、新たに行う道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO₂削減効果等の環境価値を認証し評価する制度を構築すること。また、制度構築にあたっては、誰もが活用しやすい制度とすること。
- 5 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に運用できる制度を整えること。

■ 要請の背景

- 平成31年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が改訂されアクションプランが盛り込まれるなど、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として、水素エネルギーの普及が一層重要となっています。また、水素関連技術に係るイノベーションを加速し、成長戦略に繋げることが必要です。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、東京都と隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進し、水素の社会実装に向けた取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していくことが必要です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地等への展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。
- 燃料電池フォークリフトなど、産業分野への水素エネルギーの導入促進にあたっては、安全面を考慮しつつ、水素の製造・貯蔵・消費に関する規制緩和を更に進めることが必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、新たに行う水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO₂削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築し、その制度を誰もが活用できるようにすることが必要です。
- 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして取組を拡大し、普及に繋げることが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証後も効果的に活用し、新たな事業創出に繋げることが必要です。

■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO₂の削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく7つのリーディングプロジェクト

① 水素サプライチェーン構築モデル  海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体にし川崎臨海部に運び、再び水素を取り出して水素混焼発電を行う水素サプライチェーンの実証 AHEAD	② 水素BCPモデル  太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証 TOSHIBA	③ 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル  再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR南武線武蔵溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO₂フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用 JR	
④ 地域循環型水素地産地消モデル  地域で発生する使用済プラスチック由来の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギー利用する水素の地産地消モデルの実証 環境省 SHOWA DENKO	⑤ 燃料電池フォークリフト導入・クリーン水素活用モデル  風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開発の簡易水素充填車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトで利用する実証 TOYOTA Iwatani TOSHIBA	⑥ パッケージ型水素ステーションモデル  水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用縮減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証 三菱化工機株式会社	⑦ CO₂フリー水素充填・フォークリフト活用モデル  中規模オンサイト型充填基地のモデルとしてのシステム構築を目指し、太陽光発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、事業所内で燃料電池フォークリフトに充填し活用 太陽日酸

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095

我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国の高度成長を支えてきた川崎臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでいる成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、今後も産業が高度に発展し続ける地域として、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な財政措置等を講ずること。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、令和2年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。
- 4 国際コンテナ戦略港湾である川崎港の機能を最大限に発揮するため、国道357号の東扇島中央交差点付近について、車線増設等の対策を早急に講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするための目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、その中で今後取り組むべき方向性として「交通機能の強化」を基本戦略に位置付けました。この戦略に基づき、鉄道やバス等、基幹的な交通軸の整備に向けた取組や京急大師線産業道路駅における新たな交通結節点としての広場整備など、幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化に加え、大規模地震の発生確率の増加や異常気象の頻発・激甚化など、大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を

- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、平成29年9月に起工し、令和2年の完成を目指し、鋭意、工事を進めております。
- 国道357号は、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保などの観点から、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。
- 国道357号の全線整備等は長期に及ぶ中、東扇島では、大規模物流施設開設に伴い、更なる交通混雑が見込まれることから、東扇島中央交差点付近において混雑緩和に向けた対策の実施が早急に必要です。

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化 ○ 空港・港湾へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



TEL 044-200-2039
TEL 044-200-2547
TEL 044-200-3061

令和2年度
国の予算編成に対する要請書

令和元年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183

